

徳島県告示第四百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和六年八月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年八月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 一般国道

路 線 名		区 間		新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
四三九号		同	先 三好市東祖谷菅生六二〇番五地	新	一〇・一 一四・四	一九・四